

平成 16 年 5 月 12 日  
情報・システム研究機構  
国立極地研究所規則第 17 号

最終改正 令和 4 年 10 月 1 日

(設置)

第 1 条 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所（以下「研究所」という。）に、欧州非干渉散乱（以下「EISCAT」という。）レーダーに関する学術研究及び観測を推進するため、EISCAT レーダー運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、所長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- 一 EISCAT レーダー科学協会への対応に関する事項
- 二 EISCAT レーダー設備の維持・管理に関する事項
- 三 EISCAT レーダーの研究計画及び観測・研究の推進に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 所長が指名する副所長
- 二 先端的レーダー研究推進センター長
- 三 国際北極環境研究センター長
- 四 立川共通事務部財務課長
- 五 学識経験のある者のうちから、所長が委嘱する者
- 六 その他所長が指名する者

(任期)

第 4 条 前条第四号及び第五号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長、副委員長及び幹事を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから所長が指名する。
- 3 副委員長は、委員の互選とする。
- 4 幹事は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、委員長の命を受け、議事を整理する。

(特別実験審査部会)

第6条 委員会に、EISCAT レーダー観測共同利用申請の審査を行うため、特別実験審査部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会は、第3条の委員のうちから委員長が指名する者で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会には、委員以外の者を、その委員として加えることができる。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 4 前項の出席者は、議決に加わらないものとする。
- 5 前4項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、立川共通事務部研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行によって委嘱または指名された最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。